

令和2年第2回

氷川町議会5月臨時会会議録

開会 令和2年5月14日

氷川町議会

令和2年第2回氷川町議会臨時会会期日程

月 日(曜日)	区 分	日 程 内 容
5月14日(木)	本 会 議	開会 提案理由・議案説明 質疑 討論 採決 閉会

会 期 1 日 間

令和2年第2回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月14日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第20号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第21号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第22号 土地の取得について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

3. 欠席議員はなし。

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書 記 小田尊之

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	稲田和也
企画財政課長	濤岡美智代	税務課長	西田美子
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	星田達也
建設下水道課長	野田俊明	地域振興課長	前崎誠
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	岩本博美
生涯学習課長	増永光幸	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村洋君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和2年第2回氷川町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番上田健一君、10番松田達之君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第4 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第5 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第6 議案第20号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第21号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について

日程第8 議案第22号 土地の取得について

○議長（米村洋君） 日程第3、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第8、議案第22号、土地の取得についてまでを、一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。二十四節気の一つ、立夏を過ぎまして、日に日に暑さが増しておりますけれども、議員各位には、ご健勝にてご活躍のことと、お喜びを申し上げます。本日は、令和2年第2回氷川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にご出席を賜り、ありがたく思っているところであります。新型コロナウイルスの感染につきまして

は、一日当たりの感染者数は減少しているものの拡大が止まりません。一方で非常事態宣言の前倒し解除、自粛していた店舗の営業や外出自粛の緩和が図られておりますが、この緩和がさらなる感染拡大に繋がらないよう、今後とも危機感と緊張感を持って生活をしていかなければいけないというふうに感じております。併せまして生活困窮者への支援や経済活性化への国県の政策が打ち出されておりました、迅速な事務の執行が望まれております。町におきましても、感染症対策対応地方創生臨時交付金等を活用した町独自の支援策の方針を決定をいたしましたので、臨時会を招集し、予算等の議決をお願いするものであります。

なお、全国民に一律10万円を支給する特別定額給付金の申請様式につきましては昨日、町内全世帯へ郵送をいたしました。また、児童手当受給世帯へ対象児童1人につき1万円を給付する、子育て世代臨時特別給付金につきましても6月10日に振り込むこととし、振込通知を昨日郵送したところであります。ご報告をいたします。

さて、本臨時会に提案をいたしておりますのは、承認3件、条例の一部改正1件、令和2年度氷川町一般会計補正予算1件並びに土地取得契約の締結1件でございます。承認第1号から承認第3号は専決処分した令和元年度一般会計補正予算（第8号）、氷川町税条例の一部を改正する条例並びに令和2年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について、報告をし、承認を求めるものでございます。議案第20号は、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例でありまして、介護保険法施行令及び国庫負担金の算定等に関する政令の施行に伴い関係条例の一部を改正するものであります。議案第21号は令和2年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,706万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ76億9,852万4,000円とするものであります。歳入の主な内容は国庫支出金9,249万2,000円、繰越金457万7,000円であります。歳出の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策の町単独事業であります地域振興券事業、商工業及び農林水産業事業継続支援金、休業等応援金、利子補給金の経費、合わせて1億121万9,000円でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策支援事業の財源確保のため、会議議員総意によりまして、当初予算で計上した議員研修旅費全額を削減してほしい旨の提案がありましたので、特別旅費415万円を削減をいたしました。議案第22号は、網道防災公園設置用地に関わる、土地取得契約の締結について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単に説明をいたしました。具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき円満なるご決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（米村洋君） これから、承認第1号から順次、詳細説明を求めます。
企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 承認第1号、専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月23日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。専決第1号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第8号）でございます。第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,820万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,828万1,000円とするものでございます。

概要についてご説明いたします。4ページをご覧ください。第2表債務負担行為補正でございます。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として2項目の追加になります。1項目が農業制度資金利子等補給で、期間が融資年度以降負担すべき額が終了する年度まで、限度額は貸付限度額5億円に対する利子補給及び保証料です。2項目が中小企業利子補給で、期間が融資年度以降負担すべき額が終了する年度まで、限度額は貸付限度額3億円に対する利子補給でございます。

5ページをご覧ください。第3表、地方債補正で、総務債の限度額を1億6,820万8,000円に変更するものです。

10ページの歳出をご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、13節、委託料で450万円を計上しております。ふるさと納税の目標額5,000万円としての業務委託料を計上してはありますが、寄附額が6,400万円を超え委託料が不足するため補正するものです。

85目、ふるさと氷川応援基金費、25節、積立金でふるさと納税の増額見込み1,483万2,000円を積み立てるものです。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、13節、委託料の放課後児童クラブ健全育成事業委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校の臨時休業に伴う放課後児童健全育成事業への国の財政支援であります。併せまして、児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援として、1施設あたり50万円を限度に補助されるもので、3クラブ分を計上しております。この児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援の1施設あたり50万円の補助は、その下にあります八代北部地域医療センターで実施されている病児・病後児保育事業にも委託料として計上しております。また、15目、保育所費、18節、備品購入費で常葉保育所に空気清浄機購入費用を計上しております。

11ページになります。19節、負担金補助及び交付金で、6か所の保育園及び2か所の幼稚園へもそれぞれ50万円を補助金として計上しております。

20目、子育て支援センター費、18節、備品購入費も、空気清浄機を購入するものです。これらの民生費につきましては、すべて国からの全額補助でございます。

歳入につきまして8ページをご覧ください。60款、使用料及び手数料、5項、使用料、35目、教育使用料、15節、保健体育使用料ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設の貸し出しを中止したことにより、宮原体育館の使用料収入が見込めないため減額補正するものです。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、35目、教育費国庫補助金、15節、社会教育費補助金は、まちづくり酒屋の保存整備事業に係るもので補助内示額により減額するものです。

9ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、20目、5節、合併振興基金繰入金の減額は、充当先として氷川まつり補助金を予定しておりましたが、中止となり執行残が見込まれるため減額するものです。

以上が、専決第1号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（米村洋君） 税務課長、西田美子さん。

○税務課長（西田美子さん） 承認第2号、専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおりご報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号の主な改正内容といたしましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の把握や課税の公平性を確保する観点から、現に所有している者に対し、必要な事項を申告させることや、所有者が明らかとならない場合に、使用者を所有者とみなして課することができることとするもの。全てのひとり親に対して公平な税制を実現するため、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を解消するもの。固定資産税の特例措置を創設又は延長をするもの。軽量の葉巻たばこの課税方式を見直すものなど法律改正に伴うもののほか、改元による改正などございます。

なお、税条例の改正内容は、令和2年4月1日から施行する必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律が3月議会閉会后に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されました。町議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付け専決処分したものでございます。以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（米村洋君） 企画財政課長、瀧岡美智代さん。

○企画財政課長（瀧岡美智代さん） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。専決第3号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億168万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億145万5,000円とするものでございます。

概要としましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金、および子育て世帯への臨時特別給付金に関する費用を計上するものです。

まず歳出の主なものをご説明いたします。7ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費で、特別定額給付金事務に係る費用を計上しております。1節、報酬、429万6,000円は、給付金事務に従事する会計年度任用職員3人の報酬でございます。10節、需用費の消耗品費は、窓口用の衝立や消毒液、その他事務用品費用として計上いたしております。11節、役務費で郵便料を計上しておりますが、感染拡大防止の観点から郵送申請方式を基本としております。全世帯へ郵便で申請書用紙を送付し、同封した返信用封筒で申請書を提出していただきます。また、給付金の振込通知を行うこととしており、それらの郵送に係る費用でございます。

8ページをご覧ください。18節、負担金補助及び交付金11億7,000万円は、基準日令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方一人につき10万円を給付する費用でございます。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費で、子育て世帯への臨時特別給付金に係る費用を計上しております。支給対象は、令和2年3月分及び4月分の児童手当受給者で、対象児童一人につき1万円支給されるもので、18節、負担金補助及び交付金で給付金として1,285万円を計上しております。

次に、歳入をご説明いたします。6ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金11億8,746万2,000円は、特別定額給付金事業に係るものでございます。

10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金1,421万9,000円を子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る財源として計上しております。

以上が、専決第3号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（米村洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第20号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明いたします。氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、低所得者に係る第1号保険者の保険料の減額賦課に係る規定の改正をする必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

3枚目、新旧対照表でご説明いたします。改正の内容としましては、65歳以上の人の介護保険料は、所得段階が第1段階から第9段階までであるうち、住民税非課税世帯の第1段階から第3段階までの軽減を行うものです。第5条第2項は、第1段階の保険料の年額を、3万1,500円から2万5,200円に、第3項は、第2段階の保険料の年額を、5万2,500円から4万2,000円に、第4項は第3段階の保険料の年額を6万900円から5万8,800円に軽減されるものです。なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものです。

これで、議案第20号氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第21号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。令和2年度氷川町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,706万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,852万4,000円とする補正予算でございます。

歳出からご説明します。7ページをご覧ください。5款、5項、5目、議会費、8節、旅費を415万円減額いたします。議会からの申し出によるものでございます。10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済活動の停滞からの回復や、住民生活に対する経済的支援の町独自事業として、地域振興券事業を実施するための費用を計上しております。11節、役務費255万6,000円は、世帯ごとの商品券を簡易書留郵便で送付する郵便料が主なものでございます。18節、負担金補助及び交付金5,

850万円は、令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方一人あたり5,000円分の商品券を交付する費用でございます。

8ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金1,130万円は、新型コロナウイルス感染症対策農林水産業事業継続支援金として、ひと月の販売金額が前年同月比で30%以上減少している法人へ20万円、個人事業者へ10万円を交付するものでございます。

30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商工業者を応援する3事業であります。利子補給金は、県の金融円滑化特別資金制度を利用して融資を受けた場合、その利子を補給するもので395万9,000円を計上しています。事業継続応援金は、ひと月の売り上げが前年同月比で30%以上減少している法人へ20万円、個人事業者へ10万円を交付するもので2,200万円の計上です。事業所休業等応援金は、県の要請や依頼を受け、令和2年4月22日から5月6日までの期間内に5日間以上休業した事業者へ10万円、営業時間の短縮を実施した事業者へ5万円を交付するもので225万円を計上しております。

次に、歳入になります。6ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額9,249万2,000円を計上しています。支援の詳しい内容につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で、議案第21号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（米村洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎誠君） それでは、地域振興券の事業についてご説明いたします。

事業の期間は、令和2年8月1日から令和3年3月31日までとします。町民の皆様方に商品券をお配りしますが、500円の10枚つづりの1冊5,000円分を交付するものです。使用の期間としましては、令和2年8月1日から令和3年1月31日までの6か月の使用期間といたします。発送方法としましては、世帯人員分を世帯主宛てに簡易書留で郵送いたします。使用可能の店舗等につきましては町内の法人並びに個人の事業所、並びに町内の農家の皆様方が登録していただければ利用可能となります。登録者につきましては、券使用可能と分かるポスターを配布いたします。町民の皆様への広報につきましては、広報紙に事業の告知、特定事

業者の募集記事を掲載し、並びに使用期間の8月1日になりましたらば、広報紙等で使用開始の記事等をお知らせする予定にしております。

商工業者への利子補給でございますが、先ほど説明のありました熊本県の金融円滑化特別資金制度を利用された方。補給期間につきましては融資実施から5年間で支払った利子全額を補給いたします。本年度は1月から12月までの利子支払い額を、令和3年1月に請求をいただきまして3月までお支払する予定にしております。

商工業者の事業の継続応援金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた商工業者に対して、事業継続を後押しするために応援を行います。令和2年1月から同年12月までのうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上減少した商工業者へ法人20万円、個人10万円をご支援いたします。申請期限は令和3年1月15日までとしております。

事業休業応援金につきましては、同じく新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、熊本県より要請や依頼を受け、休業や営業時間の短縮を実施した商工業者を応援いたします。休業応援金につきましては、先ほどの説明のとおり4月22日から5月6日までの期間で5日間以上休業した町内の商工業者へ10万円、営業短縮応援金につきましては、令和2年4月22日から5月6日までの期間に5日以上営業時間の短縮を実施した商工業者、食事提供施設等に5万円を支援するものです。申請期限は令和2年6月30日までとしております。以上で終わります。

○議長（米村洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） それでは、氷川町新型コロナウイルス感染症対策農林水産業事業継続支援金の概要について説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、収入が減少した農業者の方は、事業の継続を大変心配されたと思います。国、県におかれましても、事業収入が、50%以上減少した事業所に対し持続化給付金として支援をされます。県においても、事業収入が30%から50%減少した事業所に対し事業継続支援金として支給されます。

氷川町においても、国、県の支援に合わせて、独自の支援ができないかということで、今回の支援を提案しましたところ。氷川町の独自支援については、単月の販売金額が前年同月比で30%以上減少した農林水産業の個人及び法人に対して、個人に対しては10万円、農業法人に対しては20万円、一律の支給となります。交付対象期間としましては令和2年1月から同年12月までが対象期間となります。この期間につきましては、国、県の制度に合わせて設定したところ。申請期限ですが、これも国、県の制度に準じていますが、R3年1月15日までの申請期間と設定しております。以上です。

○議長（米村洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第22号、土地の取得についてご説明いたします。網道防災公園整備事業の用地として、土地を取得するため議会の議決を求めるものでございます。議案書、記1の表示にあります、氷川町網道42番割676番2他3筆、計4筆の面積9,266㎡を、取得価格2,687万1,400円で取得し、記2の取得の相手を1名とするものでございます。提案理由といたしまして、本件の土地取得につきましては、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。以上で議案第22号土地の取得についての説明を終わります。

○議長（米村洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

承認第1号について質疑はありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） もう少しちょっと丁寧な説明をお願いしたいと思います。10ページ、15款、民生費、10項、児童福祉費、先ほど放課後児童クラブ健全育成事業の委託料、これはまあ国がコロナ対策でその後補正をした分ですが、先ほどの話で行きますと、防止対策としてこの中に50万という金額が示されたかと思うんですが1クラブ50万。この中身、基本的に何に使われるのか。実は、議会広報の関係で何度か学校を回りました。その時に学童の教室も見て回ったんですが、窓も開けて換気よくされていましたが、これから先暑くなるので大変だなあと感じながら感じていましたが、それでその感染との関係でもう少しちょっと詳しく、予防との関係でもう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（米村洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 民生費のコロナ対策感染拡大防止に係る費用なんですけれども、まず、放課後児童クラブ健全育成事業委託費の中につきましては、今、他の保育園同様50万円と、そのほかに3月2日から春休みまでの期間、17日間ありますけれどもその開所支援金1万200円の17日分、それと人材確保分2万円の17日分、それも加わった金額ということになっております。それと対策費用として何を購入しているかということなんですけれども、それぞれの施設にそれぞれの施設が必要とされるものを購入されています。いろいろなものがありますけれども、空気清浄機、それと強風機、室外から室内に入るときに強風を当てて菌を飛ばすような

機械、あと、電解水を作製する機械、あと、次亜塩素酸、そういうものを今購入されているというふうを確認しているところでございます。以上でございます。

○議長（米村洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） わかりました。実は子どもたちもマスクをして中で楽しく過ごしていたわけですが、これから先暑くなると当然、エアコンの設備も出来ているわけですが、エアコンするとなかなか今度は空気の入替えというのが難しいとかいろいろあります。万全の対策を取っていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（米村洋君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

○議長（米村洋君） 次に、承認第2号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

○議長（米村洋君） 次に、承認第3号について質疑はありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 先ほど町長は提案理由の中で迅速な執行をするというふうに発言をされました。氷川町のホームページで見えますと、特別定額給付金事業については5月13日から発送する、5月20日に支給を始めるというふうに書いてありました。実は以前福祉タクシーの申請についても私は意見を出したんですが、今回は申請書を書いて郵送、ポストに入れないといけないわけですね。これ1人暮らしで申請書が書けない人がいた場合、そういったのを想定されているのかどうか、そういった人たちに対する手立てがあるかどうかだけちょっとお聞かせください。

○議長（米村洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） おっしゃるとおりですね、それぞれお一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、記入要領がわからないとかいう方がいらっしゃるかもしれません。そういったものを想定しておりまして、先般の本部会議の中でですね、民生児童委員の皆様とかがそれぞれの地域にいらっしゃいます。今日明日ぐらいには多分ですね、郵送で届くかなと思っておりますので、それに合わせましてできましたらお一人暮らしのところ、高齢者のみの世帯につきましては、民生児童委員の皆様方に訪問をいただいて届きましたかと、内容はわかりますかと、もしよければ、書いてあればですね、お預かりいただいて一緒に郵送していただければ、郵便局までまた持って行かなければならないという話でございまして、できましたらそまでお手伝いいただければということをごすね、担当課長をお願いをしたところでごすす。多分、民生児童委員の皆様方にはその旨がすね伝わっているのかなというふうに思っております。

○議長（米村洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 町長、本当に温かい言葉をいただいてほんと嬉しく思います。実は町内の方の相談を受けて、たまたまその時に福祉タクシーの件の話がありまして、役場まで行くときに大変だったという話がありました。それで、今町長が言われたとおり民生児童委員の皆さんのお世話をすね、ぜひやっていただきたいと思いますが、担当課長の方からこの町長の今言われた方針というのは徹底方どうなっているのでしょうか。ちなみに新聞報道によりますと、産山村は一人暮らしの高齢者など交通弱者を対象に、職員が各世帯を回ってやるということがちょっと記事として載っていたすね。だからうちは今町長が言われたこの体制をきっちり取っていただきたいなど、やはり急いでそして早くやるっていうのが大事だからその点どうですか。

○議長（米村洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 民生委員に対しましては、町長から指示を受けておりますので、近い段階でまず役員会議を開く予定にしております。その後、それを受けまして、各民生委員さんの通知を発送しまして対応をお願いするところです。また、5月中か6月に全体会議の方も予定されておりますので、そちらでも改めて説明をするということに計画をしているところでございます。

○議長（米村洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今課長は5月、6月中という言葉が出たような気がするんですが、やはり町長が早くやろうというわけですから、担当課もそういう点で6月などと言わずに、5月中にことを進めるということでやっていただきたいと思います。

○議長（米村洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 訪問の方は早急に行うということをお願いしております。また、その改めて6月、7月訪問する際にも同じような問いかけを行っていただきたいということで考えているところでございます。

○議長（米村洋君） 他に質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、承認第3号を採決します。
本案は承認することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第20号について質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第21号に入る前に、今回の補正予算における住民対策について、議会を代表して一言申し上げます。世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスは、日本国内においても5月13日現在で累計感染者1万6,076人、死者695人と大変痛ましい状況となっています。現在においても感染者数は緩やかに減少しつつあるものの、その収束は予測できない状況にあるところです。このような中で、藤本町長は住民に感染者を出さないための対策を講じられ、本町内からは一人も感染者を出していないところであります。また、本臨時会に政府が行う特別定額給付金とは別に、町独自の新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するための予算を計上され、私たち住民の生活支援を講じられることとされています。その事業をさせるために、私たち議会は自ら議会費の研修費をその財源として返上し、減額予算を計上されているところであります。藤本町長の住民主体の施策を支援し、安定的な住民生活を支援していきたいと考えております。

それでは議案第21号氷川町一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長（米村洋君） 木下厚君。

○2番（木下厚君） 町長におかれましては農業に大変心を配っていただきまして、農業振興費といたしまして1,130万円の補正を組んでもらいました。今私もですね、農業をしている立場から申し上げますが、花き農家と豊表の農家の人たちが大変困っておられます。豊表はですね染色してからですね、売るまでの荷動きが大変悪いそうでございます。3月4月コロナの関係でイベントなど中止になりまして、宿泊施設もキャンセルになりましてですね、販促ができないということでございまして、イ業農家は在庫を抱えていつ売れるかわからないわけですが、現金収入がないということです。花きも調べましたが、花の値段が、特に3月から安くなっております。花を生産する立場から考えますとですね、歓送迎会の時期が一番、花の需要が多くございます。出荷するまではですね、お金をかけて資材費をかけて、出荷時期に合わせて、生花でございましてつぼみを咲かせて一週間なら一週間の間に出荷しなければならない。それができないとパーになるわけですね。捨て値で売ら

なければならないというか。需要がない限りは仕方がないといえばそうなのですが、町長が農家の一助になればと補正を組んでいただきまして本当にありがとうございます。ちょっとお尋ねしますが、イ草農家にはですね、加工業者とイ草を作って自分で加工する専門の人たちがいらっしゃいますが、その辺のイ草農家の戸数と染色者の戸数は農業振興課長、把握しておられますか。

○議長（米村洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 只今の質問にお答えします。イ草農家の数だけはわかっております。43戸でございます。

○議長（米村洋君） 木下厚君。

○2番（木下厚君） 染色者の数がわからないとのことですが、染色者もですね、氷川町に住居を構えてですね、税金を払っておられます。その人たちが商工会の方に入っておられるか、まあその辺のことは私もしっかりわからないわけですがその辺のところがですね、商工会の方から補填ができるかですね、農業振興課の方で補填ができるかその辺のところをちょっと振興課長は調べてですね、困っている人にはやはりせつかくの予算を組まれましたのでその辺のところよろしくお願いしておきます。以上でございます。

○議長（米村洋君） 答弁はよろしいですか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 本予算はコロナ感染防止対策の上から、そしてまた地域の経済の支えるという点で独自政策に対する予算が主なものでありますが、ちょっと3点ほど聞きたいんですが、今回、教育関係では予算がついていません。学校が再開されるわけですが、学校再開にあたって文科省から通知が出ていると思います。その対策に関する予算は計上されていないというふうに思うんですが、現在の予算で対応されるのかどうか。それから今回、先ほど議長も言われましたが、議会は研修の予算を取り下げさせていただくことにしました。本年度の予算は不要不急の予算は計上されていないと思います。しかし、今は私は有事だと思います。当初予定した予算も執行できなかった分がこれまでにいくつか出てきています。当然それらは後の対策に使われるんだろうと思いますが、その点どう考えておられるのか。新聞記事で熊本市のことが載っていましたが、市電の延伸工事や建て替え工事を中断するとなっていました。そういう点で町長どういうふうに考えておられますか。お聞かせいた

だきたいと思います。今後更なる支援策を町長が考えておられるかどうか、合わせて3点お聞かせください。

○議長（米村洋君） 吉川議員ね、今吉川議員が質問することにおいてはね、質問に値するという見解と議長は捉えるんだけど、質疑ということは、その見解と捉えないと判断するんだけど。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 予算に組み込まれてないから、それは今後組み込むんですかということを知っているんですね。もちろん、例えば文部科学省は学校給食について今後再開する場合は、給食を配膳すると密になるから、弁当形式も考えなさいということを知っているんですよ。ところが予算が今度は上がってきていないから、どうするんだろうと、しないのかなと、そういうことがあって聞いたんです。

○議長（米村洋君） 吉川義雄君、議長としてはね、君が言っているのは質問に値する。ということはね、予算に計上していることについて以外は質疑しないでほしい。質問しないでほしい。質疑だから、あくまでも。その辺のところはだね、予算に計上しないものに対してはだね、遠慮していただきたい。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第22号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米村洋君) 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長(米村洋君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村洋君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長(米村洋君) 町長から、閉会にあたっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。本臨時会に提案をいたしました議案につきましては、全議案につきまして可決決定をいただきまして誠にありがとうございました。可決いただきました予算の執行につきましては、迅速かつ的確な処理に努めることとし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、沈滞化しています、地域経済への活力源となるように期待をしているところであります。

また、今後新たに国の支援策等が打ち出されることを想定をし、迅速に対応できるよう準備をするとともに、必要があれば町独自の支援策も今後第2弾、第3弾という形で支援をさせていただきたいと思っております。この件につきましては当然急を要しますので、専決処分等々で取り扱わせていただければなという思いでございますし、必要があれば皆様方にもですね、事前にまた打ち合わせをしたいというふうに思っております。

さて、平成12年4月の地方分権一括法施行から20年が経過をいたしました。機関委任事務を全廃をし、国と地方を上下主従から、対等協力の関係に位置付けるものであります。首長並びに自治体、議会の権限と責任が明確にされたところでもあります。それを受けまして、当氷川町の議会でもですね、議会基本条例等を整備をされまして、議会の活性化に今努められているところというふうに感じております。しかしながら、事務量の増加とともに自主財源に乏しい地方自治体にとりまし

ては国、県の財政支援に頼らざるをえない現実がございます。持続可能な自治体として存続していくためには、前例主義にとらわれない時代のニーズに適応した行政運営を図る必要があります、常に改善、改革を推進する姿勢が求められているというふうに考えております。そのような意味で今回の議員研修費削減の提案、地方振興券発行の提案、3月議会における条例改正の議員提案などは、自治体議会に期待をされている役割としての成果ではないかというふうに感じております。今後とも町民の幸せと町の発展に向け、私ども執行部と皆様方議会のそれぞれの果たすべき役割を、確実に果たしていくことが肝要というふうに考えるところであります。どうぞ今後ともですね、それぞれの立場で目指すものを一つにしてですね、頑張っていければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。なお気候不順の折からご自愛のうえ、それぞれの立場でご活躍されんことをご祈念申し上げまして、閉会のお礼のご挨拶といたします。

○議長（米村洋君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
令和2年第2回氷川町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

散会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議長

令和 年 月 日 氷川町議会議員

令和 年 月 日 氷川町議会議員